

議会事務局長
部長・理事
総合事務所長
会計管理者
消防長
教育委員会事務局長
行政委員会事務局長

様

総 務 部 長

萩市予算規則第3条第2項の規定により、「平成27年度予算編成方針」を次のとおり通知します。

平成27年度予算編成方針

1 国の財政事情、地方財政対策等

政府は7月25日、27年度予算編成における各省庁の要求上限額を示す概算要求基準を閣議了解しました。

決定された概算要求基準によりますと、歳出の一律カットは行わず、歳出項目ごとに厳しく査定することとされ、なかでも、歳出総額の3割を占める社会保障費は、高齢化に伴う「自然増」として認める歳出増を8,300億円に設定し、「高齢化による増加とそれ以外の要因など、その内容を厳しく精査することを含め、合理化・効率化に取り組む。」とされています。

地方活性化や成長戦略に重点的に配分するため、3.9兆円の特別枠「新しい日本のための優先課題推進枠」が設けられ、人口減少問題や地方の産業振興、地域活性化など、現政権が今後の重要課題に掲げる「地方の創生」を中心に予算を重点投入する方針となっています。

この優先枠の設定方法は、年金・医療費や地方交付税交付金、義務的経費を除いた裁量的経費を1割削減し、その残りを「要望基礎額」とし、同基礎額の3割を上限に要求できるものとされています。

なお、財務省の発表では、27年度一般会計概算要求・要望額の総額は、101兆6,806億円と史上初の100兆円を超えるものとなっています。

また、総務省は去る8月29日、27年度の地方財政の仮試算と地方債計画

案を公表しました。これによりますと、地方交付税に地方税などを加えた一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的にその水準を確保した上で、26年度対比で2.1%増の61.6兆円の要求となっています。一方で、出口ベースでの地方交付税については、地方税等の増加の影響から16兆円と、8,400億円の減となっています。

地方債計画案は、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方の財源の不足に対処するための措置を講ずることとされ、26年度対比で0.2%減の12兆8,027億円で、このうち地方交付税の代替措置である臨時財政対策債等の特別分を除いた通常分の総額は、6兆3,869億円で、前年度計画額に比べ220億円、0.3%の増となっています。

なお、来年10月の消費税率の引上げの判断が12月上旬には行われる予定となっていますが、消費税率の引上げの影響を緩和する措置等を含めこれに対応するものについては、予算編成過程で検討するとされており、不透明なものとなっています。

2 萩市の財政事情等

9月議会で認定をいただきました25年度一般会計決算は、東部集中豪雨災害による影響等から、予算規模及び決算規模ともに新市施行後最大規模となりました。一方で特別交付税等の増額もあったものの、財源確保のため、災害基金の処分や臨時財政対策債の発行、さらには、純繰越金の財政調整基金への積立を見送るとともに、19年度以来となる5億円の財政調整基金の取崩しを行うなどによって、黒字決算を維持しました。

しかし、単年度収支では約1億9千万円の赤字で、実質単年度収支は約6億9千万円もの赤字となっており、前年度が約6億1千万円の黒字であったことから、25年度決算の状況がどのようなものか容易に理解できるものです。

27年度は、いよいよ合併特例措置による普通交付税額の漸減が開始されます。このため、交付税の漸減への対応、新たな財源の確保、事務事業の選択が喫緊の課題となっています。

したがって、27年度予算の編成作業も、26年度当初予算における一般財源の額を要求上限額として設定を行うこととします。

また、国においては、人口急減・超高齢化という課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生することを目指して「まち・ひと・しごと創生本部」が設立されました。萩市においても、人口減少対策事業及び地域活性化対策事業について、新たに「地方創生経費枠」を設け、これに対応することとします。加えて、各府省の概算要求についても十分に精査の上、萩市で活用できるものは遺漏無く対応され、財源の確保をお願いします。

なお、今後示される国の地方財政対策等により、市の財政状況を取り巻く環境が大きく変化する場合には、サマーレビュー結果の27年度事業分についてもゼロベースでの見直しを行うこともあり得ますのでご留意下さい。

また、予算は「歳出予算」のみではありません。

歳出予算の要求にのみ意を注ぎ、歳入予算の見積りでは基礎数値を見直すことなく、過去の要求資料を利用しているような例も見受けられます。毎年決算審査特別委員会で指摘される「収入未済額」の課題もあります。

したがって、27年度予算査定においては、財政課長査定において全ての歳入項目の積算根拠の説明と、いわゆる滞納額への対応状況の説明を求めます。確実に精度の高い歳入見積りをお願いします。

併せて歳入予算で大きな割合を占める「地方債」は、発行上限額を設定する手法で、萩市の体力に見合った地方債の発行に努めます。

地方債発行額の抑制を行うことは、投資的事業に優先順位を設定する等の事業選択が必要となりますが、義務的経費として将来に影響を及ぼす地方債の抑制は、萩市の財政状況にとって欠くことのできないことです。

償還時の財政状況を推計した適正な規模の地方債発行に努めますので、財源に地方債を予定する場合には、事前に財政課と協議を求めます。

最後に、4ページに「今後の財政推計（普通会計）」を、5ページに「市税の推移」及び「普通交付税の推移」を記載しています。

特に「普通交付税の推移」については、かねてから申し上げているとおり、27年度から開始される積算方法の変更により、31年度までの間は算定額の漸減が続き、32年度には新市一本としての算定となり、26年度の普通交付税額に比して約24億円もの普通交付税の減少が見込まれています。

今後は、一般財源総額が減少していく中において、職員各位の創意と工夫により、これまでの行政サービスを引き続き提供し続けることのできる、財源構成及び事務事業内容に変更する努力が求められています。

以上の予算編成方針を念頭に置きながら、7ページの「3 当初予算見積りに当たっての考え方」以降の各事項に留意しつつ、的確な予算見積りを行われますよう通知します。

① 今後の財政推計（普通会計）

区分		類似団体 24年度	20～25年度は普通会計決算数値									(単位：百万円)		
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
歳入	市 税	6,638	6,084	5,810	5,724	5,705	5,578	5,513	5,342	5,056	4,943	4,859		
	地方交付税	5,262	13,402	13,855	14,652	14,640	14,816	15,533	14,569	14,194	13,328	13,052		
	繰入金	482	211	706	48	81	1,268	1,254						
	市 債	2,236	1,594	2,528	2,951	1,953	3,236	2,474	6,376	3,296	3,141	2,051		
	その他	8,269	8,647	10,584	12,012	10,146	10,035	11,762	14,657	7,558	7,143	7,134		
	歳入合計	22,887	29,938	33,483	35,387	32,525	34,933	36,536	40,944	30,104	28,555	27,096		
歳出	人件費	3,533	6,316	6,332	6,226	5,964	5,818	6,031	6,004	5,856	5,677	5,596		
	扶助費	3,915	3,443	3,586	4,087	4,312	4,277	4,168	4,442	4,377	4,388	4,409		
	公債費	2,379	5,218	5,122	4,870	5,006	4,999	5,127	4,937	4,256	4,135	4,160		
	投資的経費	2,947	3,159	5,811	7,483	4,315	7,369	7,419	11,004	4,850	3,903	2,873		
	その他	9,190	11,200	11,608	11,659	12,070	11,526	12,418	13,890	11,056	11,576	10,784		
	歳出合計	21,964	29,336	32,459	34,325	31,667	33,989	35,163	40,277	30,395	29,679	27,822		

形式収支 (歳入－歳出)	923	602	1,024	1,062	858	944	1,373	667	Δ 291	Δ 1,124	Δ 726
実質単年度収支		216	515	609	554	608	Δ 689				

※ 平成26年度以降の決算見込については、平成26年度のサマーレビューに基づく推計数値です。また、単年度の収支を明確にするため、繰越金及び繰入金は計上していません。

●収支不足に対する措置

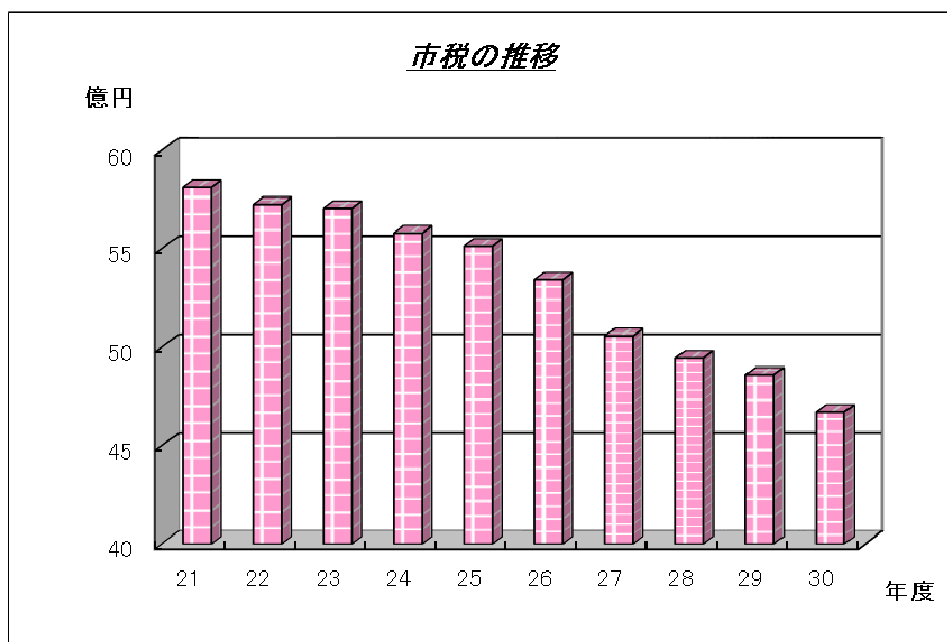
基金繰入金 (普通会計決算額)	528	200	0	0	0	0	500	0	291	1,124	726
基金残高 (財調・減償)	3,240	3,429	3,582	3,926	4,505	5,056	4,563	5,110	4,831	3,718	3,000

地方債残高	22,793	40,946	39,024	37,711	35,219	33,720	31,519	33,355	32,800	32,203	30,479
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

経常収支比率	90.2	93.6	89.9	87.4	89.8	89.5	89.4				
実質公債費比率	10.3	15.0	14.0	12.4	11.4	10.8	10.8				

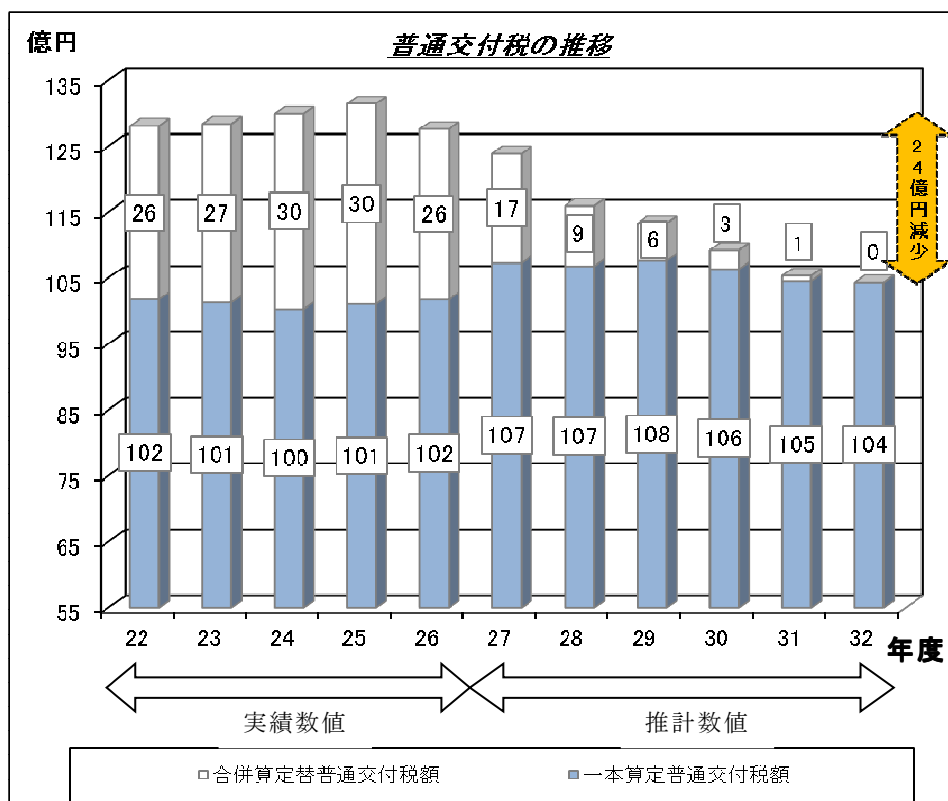
新市施行後から25年度決算まで黒字決算となりましたが、25年度決算については、東部集中豪雨災害の復旧・復興事業等の実施に伴い、財政調整基金から5億円を取崩すなどにより黒字決算を維持したものの、単年度収支は赤字決算となりました。今後は、普通交付税の漸減等の影響から多額の財政調整基金等の繰り入れが予想されます。

② 市税の推移



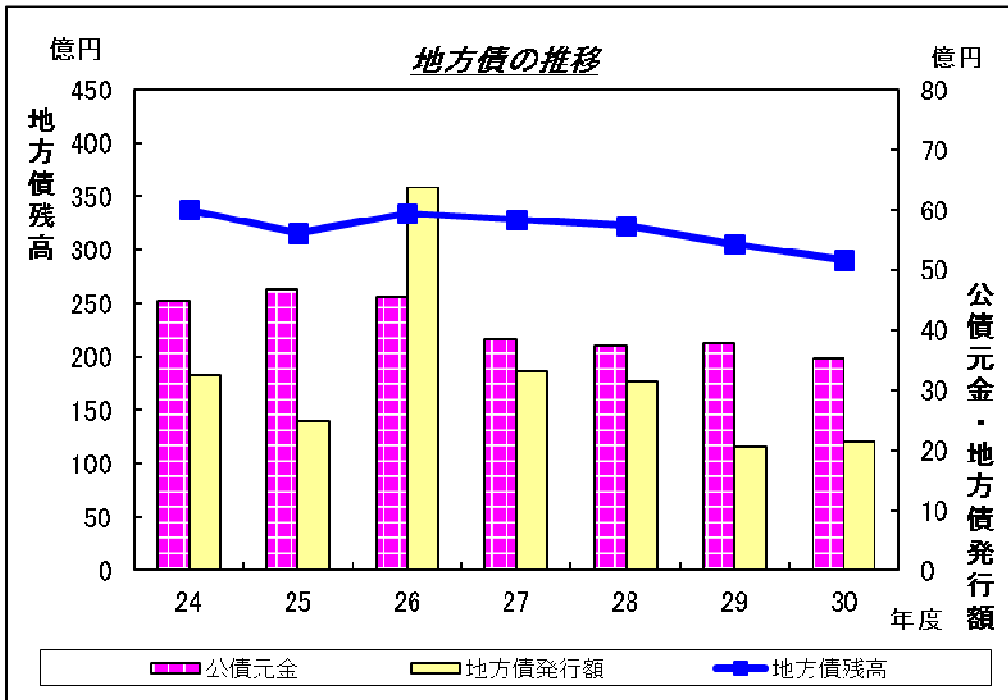
21年度以降、人口減少等の影響により減少の一途を辿り、28年度には50億円を下回る見込みです。

③ 普通交付税の推移



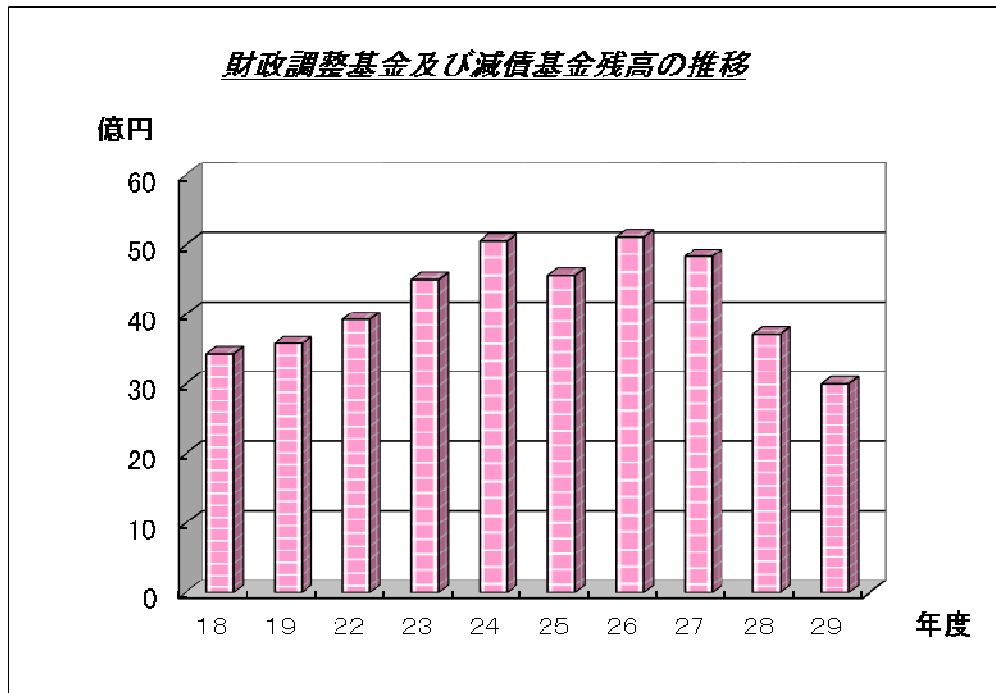
合併算定替で措置されている普通交付税が、27年度から5か年かけて段階的に減額されます。この間に、国勢調査人口の減少等の影響により、32年度には26年度と比較して総額で24億円程度の減少となる見込みです。

④ 地方債の推移



26年度は学校施設耐震化事業、新清掃工場建設事業及び災害復旧事業の実施に伴い、地方債発行額の増加が避けられません。27年度以降は地方債の発行を抑制することで、公債費を縮減し将来負担を軽減していくことが喫緊の課題です。

⑤ 財政調整基金及び減債基金の推移



27年度以降についても、毎年度基金を取り崩して収支を合わせなければならない状態となることが見込まれます。

3 当初予算見積りに当たっての考え方

(1) 当初予算

27年度当初予算は、**通年予算**として編成します。当初予算成立後の制度改正や災害対策などの特別な理由がある場合を除き、原則、年度途中の予算補正は行いませんので、十分な見積りを行ってください。

なお、27年秋の消費税率引上げについては、本年12月に最終判断が予定されていますが、**27年10月からの消費税率引上げを予定し、予算要求してください。**

(2) 当初予算に係る経費区分の設定

歳出予算を以下の6つの経費に分類します。

① 義務的経費

必要額を積算し要求してください。ただし、各部局において経費削減の検討を行ってください。なお、**人件費、扶助費、繰出金については、経費削減の検討内容を財政課長査定時に聴取**します。

② 政策的経費

必要額を積算し要求してください。ただし、8月下旬に各部長に通知した「**サマーレビュー結果**」の**一般財源額（地方債も一般財源とみなします。）を予算要求上限額**とします。また、サマーレビュー時点より事業費を精査して要求してください。

③ 施設維持補修的経費

予防保全については公共施設維持保全計画（該当施設については財産管理課より通知済み）に基づき、事後保全については最低限度の必要額を積算し、要求してください。なお、一昨年度と同様に財産管理課において審査を行います。

※詳細については、後日、財産管理課より通知します。

《経費区分上の「施設維持補修的経費」について》

○建物及び建物に附帯する設備等の修繕工事に係る経費を対象とします。（工事に伴う設計監理等の委託料を含む。）

※26年度の予算要求書の経費区分を参考にしてください。

○廃棄物処理施設に係る設備、文化財・史跡等施設、上下水道施設は除きます。

④ 豪雨災害経費

昨年7月28日に発生した東部集中豪雨災害の復旧・復興経費について、必要額を積算し要求してください。

⑤ 地方創生経費【新設】

国の「まち・ひと・しごと創生本部」設置に伴い、萩市においても人口減少対策及び地域活性化対策を促進する事業について、必要額を積算し要求してください。（ただし、既存事業の振替及び拡充事業を除く。）

まち・ひと・しごと創生本部の基本的視点

- ・若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ・「東京一極集中」の歯止め
- ・地域の特性に即した地域課題の解決

⑥ 一般行政経費

上記①～⑤以外の経費について、必要額を積算し、要求してください。過去からの先例等で要求するのではなく、各部局において、事業効果の検討や抜本的な事務事業等の見直しを行い、不要不急な事業の廃止や維持管理経費の節減等思い切った歳出の削減を図り、必要経費の精査を行ってください。

なお、普通交付税の漸減開始により、一般財源の大幅な不足が予想されます。したがって、**27年度予算編成においても、26年度当初予算額に基づき、一般行政経費の一般財源額を要求上限額として設定**します。

※設定上限額については、10月上旬に各課へ通知します。

◀ 予算における一般財源のイメージ図 ▶

一般財源総額（市税・譲与税・交付税・繰入金等）（A）



事業種別（B～Gは全て一般財源ベースで算出）

義務的経費 (B)	政策的経費 (C)	施設維持補修 的経費 (D)	豪雨災害 経費 (E)	地方創生 経費 (F)	一般行政経費 (G)
--------------	--------------	-------------------	----------------	----------------	---------------

$$(G) = (A) - \{ (B) \sim (F) \}$$



一般行政経費の一般財源要求上限額設定

26年度当初予算に充当した一般財源額と同程度で設定

(3) 地方債発行額の抑制

地方債は、将来における一般財源（市税、交付税等）を先取りするという性格、つまり地方債を発行した年度は「歳入」ですが、翌年度以降はいずれの施策よりも優先して返済義務が生じることから、その発行には最大限の留意が必要です。

また、東部集中豪雨災害の復旧・復興事業や学校施設耐震化事業の実施に伴う地方債発行額の大幅な増加が見込まれており、義務的経費である公債費負担の増大により財政構造が硬直化する要因となります。

以上のことから、地方債に発行上限額を設定します。

なお、当該年度において**新たに起債する額は21億円程度**（臨時財政対策債を除く。）**を目標とします。**

(4) 後年度負担の把握等

後年度負担は、義務的経費として萩市財政に多大な影響を与えることとなるため、安易に後年度負担をもたらすことのないよう十分検討してください。

また、新たな事業や施設整備については、必ず計画段階から、その執行体制及び管理運営のあり方について方針を定めてください。

施設整備については、**維持管理費等を含んだフルコストで事業費を試算し、その積算根拠資料（様式任意）を添付してください。後年度負担の検討のない事業化はありえません。財政課長査定時に、特にその試算根拠の説明を求めます。**

萩市と連結対象となるような外郭団体等の債務は、常にその状況を把握し、後年度、多大な財政負担をもたらすことのないよう留意してください。

(5) 消費税率引上げへの対応

来年秋に予定される8%から10%への消費税率引上げについては、税制抜本改革法附則第18条に則って政府の判断が行われます。本年12月に最終判断が予定されていますが、**27年度予算要求作成に当たっては、27年10月から消費税率10%として積算し要求してください。**

(6) 国の施策の活用

国の施策には、市の予算計上を伴わないものの、各課において管理ができる特定の施策があります。それらの施策の情報を的確に収集の上、事業を確保され、萩市の諸課題の解決に活用してください。

(7) 市議会一般質問市長答弁及び地域協議会諮問事項への対応

一般質問での市長答弁及び地域協議会からの答申については、それに沿った対応が求められるものもありますので、要求に当たってはその内容を確認

の上、適切に反映させてください。

(8) タウンミーティングへの対応

26年度に各地区において開催されたタウンミーティングでの意見及び回答について、各課で確認の上、適切に反映させてください。なお、一部の総合事務所管内でタウンミーティングが11月に予定されているため、予算要求に反映できない場合が想定されます。当初予算要求後に反映させるべき事項が発生した場合には、速やかに財政課へご連絡ください。

(9) 総合事務所管内における事業の予算見積り及び事業実施

総合事務所管内における事業の予算見積りは、**必ず各総合事務所長のもとで、当該地域の27年度予算見積り事業を調整の上、所管する本庁各課と調整し、本庁各課において予算要求書を作成してください。**

なお、本庁所管課におかれては、総合事務所の予算要求については、総合事務所所管業務とはされずに本庁所管業務としてとらえ、予算要求から事業実施までの総合調整をお願いします。

4 個別的事項

(1) 歳入に関する事項

過去の実績及び客観的な資料に基づき、過大又は過小な見積りにならないよう、的確な見込額を計上してください。また、計上漏れがないよう注意してください。**なお、27年10月分以降の各公共施設の使用料や各種手数料等について、消費税率の引上げ分を反映させてください。**

※単価については、後日、総務課より通知します。

① 市税

税制改正の状況を注視することはもとより、近年の予算額と決算額との差異にも留意し、的確に見積もってください。一般財源が減少する中、収納率の更なる向上を求めます。

② 使用料及び手数料、分担金及び負担金

受益者負担の公平・適正化の観点から、実態に即した適正な料金設定及び受益者負担の適正化等を行ってください。

③ 国・県支出金

国・県支出金の廃止・縮減、交付金化、一般財源化等の動向に十分留意し、予算編成に支障が生じることのないよう適切に見積もってください。

④ 財産収入

次に掲げる事項に留意して、財源確保を図ってください。

○ 保有する土地・建物のうち、今後、公用又は公共用として利用する見

込みのないものについては、財産管理課と協議の上、積極的に売却を進めてください。処分等に一定の期間を要する土地は、暫定的な貸付など有効活用を図り、維持管理費等の軽減に努めてください。

なお、売払い処分に当たっては、平成24年4月1日付財管第44号「普通財産の売払い処分に係る事務手続きについて」（財産管理課長通知）に従い、価格の決定を行うなど、適正な財源確保を図ってください。

- 市有財産の貸付けは、平成24年3月23日付財管第176号「市有財産の貸付け及び使用許可に係る基準について」（財産管理課長通知）に従い、貸付料の決定を行うなど、適正な財源確保を図ってください。
- 不用物品等については、インターネットオークションによる売却など、財源確保を図ってください。

⑤ 市債

財源に市債を予定する場合は、必ず財政課部局担当者に確認の上、市債額等を計上してください。

⑥ その他の収入

萩市公式ホームページ及び市内LANに掲載の「各種助成制度一覧表」（市民活動推進課所管）により、財団法人や民間企業等の各種助成制度を積極的に活用するなど、財源確保を図ってください。

(2) 歳出に関する事項

積算や見積り間違い、予算要求漏れ等が多発しています。制度改正や災害対策などの理由によるもの以外は、予算不足による予算補正はできないので、精度の高い予算要求を行ってください。

また、27年10月以降の歳出については、消費税率の引上げ分を反映させてください。

予算流用は、予算現額に変更を加えるものであり、予算補正と何ら変わるものではありません。したがって、十分に精査した上での見積りを求めます。

新たな事業の新設、拡充等に当たっては、財源確保ルール「ペイアズユーゴーの原則」に基づき、増加する経費の財源を確保した上で予算要求してください。また、「スクラップアンドビルドの原則」により、各課の事業全体の再構築を行ってください。

予算査定の過程において予算計上とならなかったものを、年度開始後、予算流用等によって実施することはあり得ません。

① 人件費

27年度から反映される人事給与制度は、的確かつ必要最小限の額で見積もってください。

人件費のうち職員に関するものは総務課で一括計上するため、一般会計については、予算要求の段階では計上不要（予算要求書の打ち出し及び様式1の記載についても不要）です。

なお、特別会計については、一般会計からの繰入金算出において人件費が必要となることから、26年度12月補正予算後の数値を電算入力して作成してください。(予算要求書の打ち出しを行い、様式1にも記載をお願いします。)

報酬については、審議会・協議会の開催回数等を精査の上、実績に基づき要求してください。

② 扶助費

特に財政に大きな負荷となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、給付水準や助成対象について見直しを行ってください。

なお、義務的性格である根拠（支出の根拠、単価等の根拠等）を明示の上、要求してください。

③ 物件費等

物件費については、財源確保のため、さらに徹底した事務事業の見直しを行い、経費の削減を求めます。

ア 賃金

一般事務補助に係る臨時職員は原則認めません。

イ 旅費

昨年以上に、必要最小限の経費を見積もってください。

なお、宿泊を伴うもの又は県外の日帰り出張を要望する場合については、旅費調書（様式7）を提出してください。

ウ 需用費

○ 消耗品費のうちタイヤ購入費については、財産管理課が別途調査の上、一括で予算計上します。（ただし、特別会計及び企業会計の車両分については、適宜、見積りを行い、必要な経費を各費目において予算計上してください。）

○ 食糧費については、平成17年6月13日付萩財第98号「食糧費の予算執行基準の制定について（通知）」に基づき見積ってください。

○ 燃料費のうちRガソリン及び軽油については、17ページの「27年度単価表」に定める単価により見積もり、灯油及びA重油については、各課において、適宜、見積りを行い予算計上してください。

また、事業ごとに月別比較調書（様式8）を提出してください。

○ 印刷製本費については、可能な限り市内印刷を心がけてください。

○ 光熱水費については、燃料費に準じ、省エネルギー対策等に十分留意の上、見積もってください。

24年度から実施している公共料金口座振替の関係で、水道料金及び下水道料金については、光熱水費から支出しますので遺漏なく要求してください。

また、事業ごとに月別比較調書（様式8）又は期別比較調書（様式9）を提出してください。

- 公用車の車体検査費用を計上する場合、その対象公用車のナンバーを電算システム入力の際、「積算」欄に記載してください。また、自賠責保険料（役務費）、自動車重量税（公課費）についても各課が要求してください。

車体検査期限を認識せずに、必要経費を計上していない状態が多発していることから、再度車体検査日を確認し、要求漏れがないよう留意してください。**車体検査日を管理できない車両は、財産管理課による車両の引上げ、又は廃車とします。**

- 各課に配置した公用車両に係る燃料費の要求は、引き続き、車両管理課でお願いします。
- 需用費全般については、過去の実績等を十分精査の上、削減に努めてください。

エ 役務費

一般会計における本庁の通信運搬費のうち、郵便料金と電話料金（補助事業に係るものを除く。）は、総務課において一括で予算計上します。総合事務所に係るものは、総合事務所地域振興部門において一括で予算計上してください。

また、例年と比較して大幅な増減がある場合は、総務課行政係又は総合事務所地域振興部門に連絡してください。

なお、電話料金については、事業ごとに月別比較調書（様式 8）を提出してください。（固定電話と携帯電話は別葉としてください。）

建物総合損害共済分担金については、財産管理課において一括で予算計上します。（ただし、特別会計及び企業会計については、各会計において要求してください。）

オ 委託料

委託業務の内容、必要性、効果、採算性等を再検討し、職員の対応で処理が可能なものは、委託を廃止又は削減してください。特に所有権移転登記・保存業務については、職員対応とします。

中国電気保安協会に委託する電気保安業務については、財産管理課において一括で予算計上します。特別会計及び企業会計については、適宜、見積りを行い予算計上してください。

清掃業務の予算計上については、原則、財産管理課が 24 年 4 月に通知した「公共施設維持管理基準」の 14 ページ「清掃業務の基準」及び 15 ページ「施設別清掃基準表」により、業務内容や周期等を施設ごとに見直しを行った上、要求してください。

委託事業ごとに委託料調書（様式 6）を提出してください。なお、委託料調書は施設清掃・管理、水質検査等、毎年経常的に予算計上を行っているもののみ作成してください。建設事業に係るものは作成不要ですが、業務委託の必要性を精査してください。

④ 維持補修費

「施設維持補修的経費」に係る維持補修費については、後日、財産管理課からの通知に従って要求してください。

⑤ 投資的経費

ア 投資的経費については、災害関連事業以外の新規事業は真に必要な事業に限定します。継続事業についても、事業の内容を再検討の上、要求してください。

イ 毎年度繰越明許費を設定する事業が見受けられます。もとより繰越明許費は地方自治法に定められた制度ですが、特に辺地対策事業債、過疎対策事業債及び合併特例債を財源の一部とした場合には、繰越事業とすることにより、**当該地方債の償還（利子分の地方交付税算入の有無）を通して多額の損失を萩市に及ぼす**こととなります。

このことを重く認識し、年度内完了が確実にできる事業計画を立案し、**単年度で完了可能な事業量分のみについて予算要求を行ってください。**

ウ 公有財産購入費

購入予定面積及び単価を「積算」欄に記入してください。また、**購入単価の設定根拠を併せて記入してください。**

⑥ 負担金補助及び交付金

対象団体の自立・発展を支援するための施策は、恒常的な支援が必要とならないよう支援対象や負担割合、支援期間等の仕組みを検討し、自立に向けた計画やプロセスを明確にしてください。特に補助金にあっては、スクラップ アンド ビルドやサンセット方式を導入してください。

各種関係団体補助金については、必ず各課において事前に査定を行った上で計上し、補助金に係る資料を提出してください。

また、負担と公平の観点から、個人に対する金銭助成等補助金については、市税等市債権の納付状況や所得制限等の基準を導入してください。

各種協議会負担金等（法令外負担金）については、27年度要求に係る各団体からの事前協議資料（財政課に合議したもの）を添付してください。

県事業負担金については事業内容を十分に確認し、その内容を示すものを入手し添付してください。なお、事務費については負担しません。

⑦ その他

7地域で類似の物品を要求する場合には、本庁各課において同時に同レベルの物品を購入することを前提とした単価で要求してください。

(3) その他の事項

① 総合事務所管内における事業については、各総合事務所別優先事業順位一覧表（様式11）を作成し、事業を所管する本庁各課の所属長に提出してください。**提出を受けた本庁各課は、単に総合事務所からの見積額を積み上げるだけではなく、部局単位で7地域の事業の優先順位及び当該事務事業の必要性等を全市的に判断の上、取捨選択して計上してください。**

なお、総合事務所の優先順位については、継続事業は当然に上位の優先順位付けをお願いします。

※豪雨災害経費についても優先順位の対象事業としてください。

- ② 債務負担行為の設定は遺漏のないよう、27年度当初予算要求書提出時に歳入歳出予算要求書に併せて、債務負担行為の予算要求書（様式2）を提出してください。（18ページの当初予算要求書提出一覧表のとおり。（提出区分のB・Cについては債務負担行為調書（様式3）を含む。））

また、債務負担行為の設定は予算措置であり、当然、査定対象となります。債務負担行為予算の要求がないものについては、債務負担行為設定を行いませんので留意してください。

なお、消費税率の引上げに伴い、債務負担行為の限度額が増額となる場合は、債務負担行為の再設定を行う必要がありますので留意してください。

26年度に設定した債務負担行為の限度額を変更する必要がある場合は、26年度3月補正予算において要求してください。

- ③ 特別会計及び企業会計の見積りは、一般会計に準じて行ってください。特別会計は、本来、その会計の収入をもって歳出を賄うべきですので、今後、各特別会計への一般会計からの繰出しは繰出基準等による額とすることも検討しており、各会計独自で収支の均衡を図ってください。
- ④ 要求に当たり、関係部局間で十分に調整を行い、重複要求や要求漏れ等がないよう留意してください。

5 予算編成日程（予定）

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 予算編成方針の通知 | 9月29日（月） |
| (2) 庁内連絡会議 | 9月30日（火）13時～ |
| ※市長訓示、予算編成方針及び予算要求書作成要領等の説明（総務課より通知済み） | |
| (3) 予算編成方針実務責任者説明会 | 9月30日（火）15時30分～ |
| (4) 一般行政経費上限設定額の通知 | 10月上旬 |
| (5) <u>予算要求書事前確認期限</u> | <u>11月 7日（金）16時までの間</u> |
| 17ページ「9 予算に関する問い合わせ先及び予算編成部局担当者」に記載の担当者に、印刷前の 予算要求書印刷原稿 の確認を受けた後、必要部数を印刷し、提出してください。 | |
| (6) <u>予算要求書提出期限</u> | <u>11月10日（月）17時</u> |
| 上記の提出期限後は、財務会計システムが要求段階から査定段階に移行し、入力作業ができなくなりますので、 提出期限を厳守 してください。 | |
| (7) <u>総合事務所優先順位一覧表提出期限</u> | <u>11月10日（月）17時</u> |
| (8) 財政課長査定 | 11月12日（水）～12月中旬 |
| (9) 部局担当者査定 | 11月12日（水）～12月中旬 |

- | | |
|------------------|--------------|
| (10) 財政課長査定結果の通知 | 1 2月下旬 |
| (11) 市長・副市長査定 | 平成27年1月初旬～中旬 |
| (12) 最終査定結果の通知 | 平成27年1月下旬 |

6 財政課長査定ヒアリング内容

所属ごとのヒアリングに当たり、冒頭、次の事項の説明を求めます。

- (1) 27年度当初予算要求書作成に当たり、所属ごとの目指す方針
- (2) 全ての歳入説明（積算根拠）（過去3か年分の決算状況及び平成26年度決算見込み ※様式は任意ですが、別添エクセルに参考様式あり）
- (3) 滞納の状況確認及び対策（25年度決算で収入未済があるもの）
- (4) 歳入確保への取組

全所属の全事業について、財政課長査定を実施します。また、部局担当者による査定も例年どおり行います。

7 予算要求書提出書類の作成要領

- (1) **予算要求書提出書類はすべてB4**で提出し、各ページには通し番号を付してください。財務会計システムの出力順によらず、「表紙」⇒「事業別予算要求一覧表」⇒「歳入予算要求書」⇒歳出予算要求書の経費区分「義務的経費」⇒「政策的経費」⇒「施設維持補修的経費」⇒「豪雨災害経費」⇒「地方創生経費」⇒「一般行政経費」⇒「債務負担行為」⇒「債務負担行為調書」⇒「説明資料」⇒「各種調書」の順に調製してください。

なお、要求書には必ず表紙を付け、ホッチキスを使わずに、クリップを使用してください。

- (2) 関係法令、通達、要綱、図面等の参考資料を添付してください。
- (3) 積算単価については、原則として別に定める「平成27年度単価表」（17ページ）のとおりにしてください。
定めのないものは、適正な価格により積算し、見積書、その他根拠となる資料など必要な資料を添付してください。
- (4) **毎年、予算要求書提出後に資料の差し替えや追加が多発しています。このようなことがないようご注意ください。**

8 予算要求書提出期限及び提出部数

提出期限は、15ページ5－（6）及び（7）に記載のとおりです。

予算要求書提出部数及び提出区分は18ページ記載のとおりです。（総合事務所別優先事業順位一覧表については、書類提出に加えエクセルファイルでメールにより財政係大田まで提出してください。）**また、提出物はすべてB4に統一してください（査定時の追加資料も同様）。**なお、各種予算要求関係調書等の様式は庁内LANシステムの「財政課キャビネット」よりダウンロードして使用してください。

9 予算に関する問い合わせ先及び予算編成部局担当者

- 議会事務局、文化・スポーツ振興部、萩博物館、萩図書館、土木建築部、
歴史まちづくり部、教育委員会、災害復興局、技術検査室、会計課、
行政委員会（選管、監査、公平、農委）・・・・・・・・青木、大田
- 総務部、総合政策部、商工観光部、農林水産部、上下水道部、消防本部
・・・・・・・・長嶋、中村
- 市民部、保健福祉部・・・・・・・・中島、三井

平成 27 年 度 単 価 表

○賃金

庁内LANに掲載の「臨時職員雇用マニュアル」（総務部総務課人事係所管）の「賃金単価、通勤手当、一時金等」を基本とする。（庁内LANの文書管理⇒各課キャビネット⇒総務課⇒人事係⇒臨時職員⇒【H26.4月改訂】臨時職員雇用マニュアル参照）

○燃料費

	レギュラーガソリン	軽油
26年9月末 現在単価	160円/リットル	144円/リットル

※上記単価に消費税相当額を別途加算すること

○食糧費

用務・目的等		1名当たりの限度額（税込み）
昼	懇談会等（会食）	3,000円
	会議等での弁当	1,000円
夜	懇談会等（会食）	5,000円
	会議等での弁当	1,500円

○離島運賃

航路		H27.9月まで	H27.10月から
見島～萩	大人	1,940円	1,980円
	中学生	1,360円	1,390円
	小人	970円	990円
相島～萩	大人	610円	620円
	中学生	430円	440円
	小人	310円	320円
大島～萩	大人	400円	410円
	中学生	280円	290円
	小人	200円	200円

平成27年度当初予算要求書提出一覧表

ページ番号	対象部数	市長	総務部長 総務課長 財産管理課長	財政課長 財政係員	必要部数
	提出区分	A	B	C	11

ページ番号なし P1~ 通し番号	①表紙		○	○	○	11
	②事業別予算要求一覧表(様式1)		○	○	○	11
	③歳入予算要求書		○	○	○	11
	④歳出予算要求書		○	○	○	11
	⑤債務負担行為要求書(様式2)		○	○	○	11
	⑥債務負担行為調書(様式3)			○	○	10
	⑦予算査定説明資料(財政課長査定用)			○	○	10
	⑧委託料調書(様式6)				○	7
	⑨旅費調書(様式7)				○	7
	⑩月別比較調書(様式8)				○	7
	⑪期別比較調書(様式9)				○	7
別冊	要求上限額確認表(一般行政経費の一般財源)(様式10)			○	1	
別冊	総合事務所優先順位一覧表(様式11)		○	○	10	

※ 提出区分を予算要求書表紙の右上に表示してください。

※ 提出書類は全てB4とし、追加資料についてもB4にしてください。なお、カラーの部数は、各課で判断してください。

※ 様式11については、各総合事務所で作成のうえ提出してください。

※ 市長・副市長査定用の予算査定説明資料については、後日、対象事業等を通知する際にお知らせします。